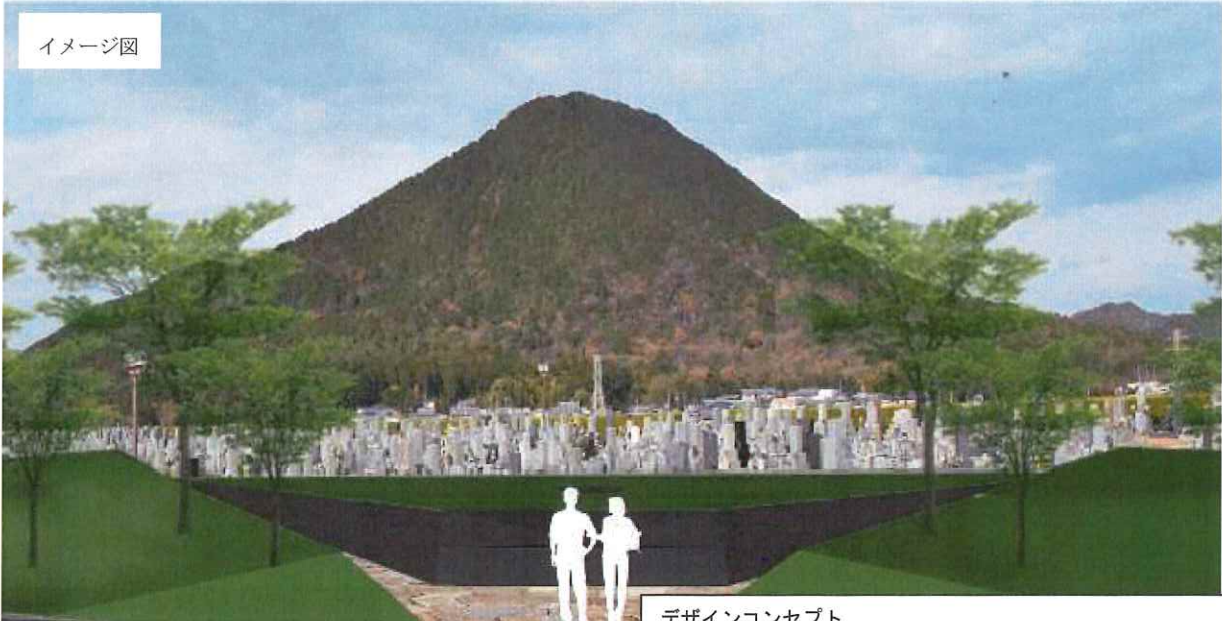


野洲市さくら墓園合葬墓のご案内

イメージ図



デザインコンセプト

野洲市さくら墓園合葬墓は墓園の木立のなかにあります。そこに参拝者のための通路が大地を彫刻するかのように作られています。参拝の場の正面には、野洲市の象徴である三上山の雄大な姿が見えます。ここでは三上山という地域のシンボルに見守られ、木立のなかに眠る魂と向き合うことができます。

デザイン監修 滋賀県立大学教授 白井宏昌+村上修一

施設の利用概要

●所在地 野洲市南桜 2116 番地 1、北桜 40 番地 11
野洲市さくら墓園内

●合葬墓（埋蔵可能数：焼骨 2000 体）

合葬墓とは 1 つのお墓に多くの方の焼骨と一緒に埋蔵する共同のお墓です。焼骨は骨袋に入れて埋蔵いただきます。

— 埋蔵・改葬について — 令和 2 年 2 月 25 日から随時受付します。

●使用資格、申請書、必要書類、使用料金等

	資格	申請書、必要書類等	使用料等
埋蔵 及び 改葬	市内に住所を有する方で、 現に焼骨をお持ちの方	さくら墓園合葬墓使用許可申請書 ・申請者の住民票の写し ・被埋蔵者の火葬許可証 又は改葬許可証 ・印鑑	100,000 円／体 ※さくら墓園永代使用墓所の区画を返還し 埋蔵された焼骨を改葬する場合は半額 (注)土葬されたご遺骨を納骨する場合は事前に 火葬してください。
	死亡当時に市内に住所を 有していた死亡者の焼骨 をお持ちの方		
記名板 (石製)	合葬墓に埋蔵された方(希 望者のみ)	さくら墓園記名板使用申請書 ・印鑑	30,000 円／枚(サイズ縦 20 cm×横 7 cm) 「氏名、没年月日(和暦)、没年齢」または 「〇〇家、住所(野洲市の住所に限る)」 ※設置日の指定はできません。

※合葬墓使用許可日以降の使用料は還付できません。

※納骨日は環境課と事前に調整し、日時を決定します。

※合葬墓へ埋蔵する場合は、申込者（生前登録にあっては埋蔵指定者又はそれに類する方）により焼骨を骨袋へ移し、係員立会のもと、直接埋蔵していただきます。

※埋蔵後は焼骨を返還することはできません。また、一度埋蔵した焼骨は他の墓地等へ改葬することもできません。
そのため、トラブルにならないよう事前に家族や親戚間で十分お話し合いのうえ、お申し込みください。

※焼骨以外の副葬品等の埋蔵は認めていません。誤って投入された場合であっても、合葬墓から取り出すことはできません。

— 生前登録について — 募集の際は広報等でお知らせします。

自己の死亡後に、焼骨を合葬墓へ埋蔵することを希望される方を対象とした生前登録制度です。

●生前登録資格、登録手数料

	資格	申請書、必要書類等	手数料
生前 登録	市内に住所を有する方	さくら墓園合葬墓生前登録申請書 ・申請者の住民票の写し ・印鑑	1,000 円（5 年間有効）※更新可 ※登録抹消となった場合でも、手数料の返金はできません。